

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年（2021年）4月20日付け令3岩児第73号で行った個人情報開示請求の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 個人情報の開示請求**

審査請求人は、令和3年3月29日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「平成29年4月7日から平成30年4月30日の間における児童記録票・調査記録・虐待通告受理票」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 公文書の特定**

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日の間における児童記録票、調査記録、虐待通告受理票（以下「本件公文書」という。）を特定した。

**3 実施機関の処分**

実施機関は、令和3年4月20日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**4 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年6月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**5 補正命令**

実施機関は、本件審査請求について要件審査を行い、一部要件を欠くとして、令和3年6月21日付けで行政不服審査法第23条の規定に基づく補正命令を行った。

**6 補正書の提出**

審査請求人は、5の補正命令に対し、令和3年7月2日付けで補正を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の要旨**

山口県知事が審査請求人に対し、令和3年4月20日付け「個人情報部分開示決

定通知書」でなした部分開示決定を取り消して、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日の間における審査請求人の児童記録票、調査記録、虐待通告受理票の全部の開示を求める。

## 2 審査請求の理由

- (1) 別紙「非開示部分の内訳」のうち「条例第16条第3号該当」とされた部分  
(省略)
- (2) 別紙「非開示部分の内訳」のうち「条例第16条第8号該当」とされた部分  
(省略)
- (3) 別紙「非開示部分の内訳」のうち「条例第16条第9号該当」とされた部分  
(省略)
- (4) 裁量的開示について  
(省略)
- (5) その他  
(省略)

## 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日の間における審査請求人に対する虐待が通報されてからの児童記録票、調査記録、虐待通告受理票であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第4項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第16条について

#### (1) 第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示をしないことができるとしながらも、同号ただし書において、同号イからハマまでに掲げる情報を除くと規定されている。

これは、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を

識別することができる情報を原則的に非開示とすることを定めるとともに、開示請求者以外の個人の情報であっても、あえて権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや公益上の理由から開示する必要性の認められるものがあることから、同号口人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報については、開示することとしている。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、開示請求者を含めた人の生命、健康等に現実に被害が発生している場合に限らず、将来的にこれらが侵害される可能性が高い場合も含まれる。

## (2) 第8号について

条例第16条は、実施機関は、第8号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないこととしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいうとされている。

そして、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

## (3) 第9号について

条例第16条は、実施機関は、第9号に規定する県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係当事者との協力関係又は信頼関係を維持するため、開示をすることにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることとされている。

ここで「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいい、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報を整理すると、以下のとおりとなる。

- ① 全国を通じて統一的に公開することを要するとされている情報
- ② 非公開を条件に任意に提供された情報
- ③ その他協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第16条第3号の該当性について

当審査会がインカメラ審理により本件請求に係る公文書を実際に見分したところ、審査請求人以外の第三者の氏名、家庭環境等や、当該第三者と実施機関との具体的なやり取り等、当該第三者個人を識別することができる情報が記載されていた。これらの情報は、条例第16条第3号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）」に該当する。

また、審査請求人は、審査請求人の母の内縁の夫からの性的虐待について、内縁の夫に対する損害賠償請求を検討しているところ、これらの情報の非開示決定により、証拠の収集ができなければ、損害賠償請求権の行使が妨げられる、本件では、審査請求人の損害賠償請求権という財産を保護するため、情報を開示することが必要であるとし、条例第16条第3号に該当するため開示すべきであると主張していることから、この点について検討する。

請求人以外の第三者を識別することができる情報を、条例第16条第3号に該当するとして開示する場合には、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量し、後者が前者に優越する時には開示することとされており、当該比較衡量に際しては、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方について、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要があるとされている。

確かに、子ども虐待は子どもに対する最も重大な権利侵害とされているところであり、審査請求人が、未成年期に性的虐待を受けたと自ら声を上げ、自身の権利利益を回復することを目的として損害賠償請求訴訟を検討し、本件請求及び本件審査請求を行うに至ったことは、審査会としても重く受け止めており、審査請求人が訴訟の提起を検討している損害賠償請求権には、「財産権としての側面だけでなく、加害者により傷つけられた尊厳と精神の回復を図るといった側面もある」との審査請求人の主張は傾聴に値すると考える。

しかし、本件請求に係る第三者に係る個人情報が開示されない場合であっても、審査請求人が損害賠償請求訴訟を提起することは可能であり、開示されなければ審査請求人の損害賠償請求訴訟を提起する権利が侵害されるとまでは言えず、条例第16条第3項にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」開示することが必要であると認められる場合に該当するとまでは言えない。

#### (2) 条例第16条第8号の該当性について

児童相談所は、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確にとらえるための業務を行っており、本件公文書は、その過程で作成されたものであり、インカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が行った評価、判断やそれに関連する情報が記載されていた。

これらの情報を開示することとなると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反発を懸念するあまり、記載内容が消極化・形骸化し、その結果、相談援助活動の適切な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあると認められる。

また、相談対象の児童が児童虐待防止法の保護の対象ではなくなった後は開示するとの対応をとることにすれば「当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせるおそれ」等があるといえないとの審査請求人の主張についても、上記と同様の理由により、現在又は将来発生する他の児童への対応について今後実施機関が相談援助活動の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示が妥当と判断する。

### (3) 条例第16条第9号の該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、具体的な相談内容や家族等の状況はもとより、当該相談についての児童相談所をはじめ関係機関又は関係者等の意見や対応等の情報が記載されていた。児童相談所が行う相談援助業務については、児童相談所が単独でそのための情報収集を行うことは少なく、関係機関又は関係者等との緊密な連携・協力体制が必要であることから、これらの関係機関等との信頼関係は極めて重要である。本件個人情報に記録されたこれらの情報を開示することは、関係機関又は関係者等との信頼関係の維持に重大な支障を及ぼすことが推察され、そのことにより、本件のみならず同種の案件について、必要な情報収集が困難となり、今後の相談援助業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、非開示が妥当と判断する。

### (4) その他

なお、審査請求人は上述の条例の該当条項に当たらないとしても、同条は「開示をしないことができる」との規定であって、裁量的に開示することは可能であると主張する。しかし、「当該個人情報の開示をしないことができる」とは、請求に係る個人情報本来各号のいずれかに該当する場合に限り、実施機関に当該個人情報の開示をしないことができる権限を与えたものであって、開示をするか否かの裁量を与えたものではない。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和3年9月6日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年9月22日	事案の審議を行った。
令和5年6月2日	事案の審議を行った。
令和5年8月3日	事案の審議を行った。
令和5年10月26日	事案の審議を行った。
令和6年2月20日	事案の審議を行った。
令和6年3月22日	事案の審議を行った。
令和6年5月28日	事案の審議を行った。
令和6年7月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年7月19日現在)